

「はい、こちら企業の労働

先月号に引き続き、年少者の労働をテーマにお伝えいた

年少者の社会保険・労働保険 バイトを採用する際の注意点

名北協会相談員日誌 56



まちかど企業の 労働110番です

いとう労務経営事務所 所長
名北労働基準協会雇用関係助成金相談室長
特定社会保険労務士

伊藤妙子

年少者の労働について（下）

ません。年少者を採用する際、必ず行つていただきたいことは第一に年齢確認です。法律では年齢を証明する戸籍証明書によつて確認するよう定められています。学生証のコピー、保険証のコピーでは監督署から勧告を受けることもあります。

氏名と生年月日が確認できる戸籍抄本や住民票などの公文書で確認を行い、またそれらを事業場に備え付けることも事業主に義務付けられています。これを怠つた事業主は、30万円以下の罰金となります。また、年少者の労働は、必ずしも保護者の許可は必要ありませんが、仕事中のトラブルや事故・怪我が起つた場合に保護者へ速やかに連絡する必要がありますので、採用の際には保護者の同意書をもらつておくことをお勧めします。

加えて、学校の校則でアルバイトが禁止されているところもありますので確認しておくと安心です。年齢を偽つて雇

用された者よりも、年齢確認を怠った事業主が罰せられることを念頭に慎重な採用をしてください。

約内容の意味がよく分からない場合は、事業主として丁寧に説明をし、理解をしてもらいうよう努めるべきです。

險に加入させなければなりません。労災保険に関して言えば、たとえ週1回のアルバイトであっても事業主には加入義務が発生します。高校生のアルバイトが業務上怪我をした場合、労災保険が適用されるということです。



就職した場合・通信制教育の場合等が該当するでしょう。従つて、二十歳未満だからまだ社会保険は加入しなくても良いだらうという考えは誤りです。また、雇用保険は週20時間以上の労働時間があれば加入が義務付けられています（昼間学生の場合は週20時間以上の労働時間があつても適用除外）。こちらも要件に該当すれば、年齢に関係なく保

を払い、法律を遵守してください。最近では労働トラブルも少なくありません。企業にとっては、高校生や大学生などのアルバイトも貴重な労働力です。事業主は雇用する上で注意すべき点を理解し、トラブルの防止を図り、企業の成長に繋げるような採用・労務管理を行っていくことが望ましいでしょう。

法律を遵守してください。最近では労働トラブルはありません。企業には、高校生や大学生ならバイトも貴重な労働事業主は雇用する上べき点を理解し、トの防止を図り、企業の繋げるような採用・労を行つていくことが望こしょう。

の加入義務等を取り上げます

に保護者へ速やかに連絡する必要が生じますので、採用の際には保護者の同意書をもらっておくことをお勧めします。加えて、学校の校則でアルバイトが禁止されているところもありますので確認しておくと安心です。年齢を偽つて雇